

四 法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
五 法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理
六 法第十二条の規定による補助事業等の遂行状況に関する報告の受理
七 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令
八 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令
九 法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による補助事業等の実績報告書の受理
十 法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知に関する事務のうち、補助事業等の成果の報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
十一 法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正措置の命令
十二 法第二十二條の規定による補助事業等により取得し又は効用の増加した財産（漁港、漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設及び漁業集落環境整備施設を除く。）の処分の承認
十三 法第二十三条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問

○特許庁告示第七号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社パソナグループから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年三月二十七日

特許庁長官 岩井 良行

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第九（一）、十四、十六、十七、二十二、二十六、二十七、三十号	株式会社パソナグループ	大阪本部 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

○国土交通省告示第三百三十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十四年三月二十七日

国土交通大臣 前田 武志

由良川水系の項中「近畿地方整備局福知山工事事務所」を「近畿地方整備局福知山河川国道事務所」に、「舞鶴海洋気象台」を「京都地方気象台」に改める。

○国土交通省告示第三百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」といふ。第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年三月二十七日

国土交通大臣 堀田 恒裕

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（博多バイパス・福岡県福岡市東区下原四丁目地内から同区香椎駅東三丁目地内、同区香椎駅東三丁目地内から同区香椎一丁目地内及び同区松崎四丁目地内から同区若宮五丁目地内まで）並びにこれに伴う市道付替及び池堤体付替工事

第3 起業地
1 収用の部分 福岡県福岡市東区下原四丁目、松香台一丁目、下原一丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目、香椎一丁目、松崎四丁目及び若宮五丁目地内
2 使用の部分 福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目及び香椎一丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条第1号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県福岡市東区下原四丁目地内から同区松崎五丁目地内までの延長5.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道3号改築工事（博多バイパス）並びにこれに伴う市道付替及び池堤体付替工事（以下「本件事業」という。のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道3号改築工事（博多バイパス）（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本件事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本件事業の施行により遮断される池の従来の機能を維持するための堤体付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置するかんがい用のため池に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益
一般国道3号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、福岡市、久留米市、熊本市等を経由して、鹿児島市に至る延長約400kmの主要幹線道路である。